

## 【フランス】 銀行業務の分離による銀行制度改革

海外立法情報課 服部 有希

\* 2013 年 7 月 26 日に、銀行制度改革のための法律が制定された。同法は、投資銀行業務と商業銀行業務の分離を中心とし、金融の安定化に必要な制度を整備するものである。

### 1 立法の背景

フランスを含む欧州各国では、日米と異なり、預金等を扱う商業（普通）銀行業務と投資銀行業務とを 1 つの金融機関が兼業するユニバーサル・バンク制度が発達している。2008 年の世界的な金融危機以降、銀行の投機的な業務が金融市場の安定を阻害するとして、各国で規制の必要性が論じられてきた。例えば、アメリカでは、2010 年のドッド・フランク法により銀行に特定の投資銀行業務を禁止するボルカー・ルールが定められ、2014 年 7 月から完全実施される予定である。イギリスでは、2011 年に、商業銀行業務と投資銀行業務の分離（リングフェンス・バンク）を提案する報告書（ヴィッカーズ委員会報告書）が公表され、法制化が検討されている。EU では、欧州委員会が策定したリーカネン報告書により、イギリスと同様の法整備が検討されている。これらを参考として、フランスでは、銀行業務の分離及び規制に関する 2013 年 7 月 26 日の法律第 2013-672 号が制定された。同法は、システムミック・リスク（個別の金融機関の支払不能等が金融システム全体に波及する危険）と金融機関のモラル・ハザード（公的資金による救済をあてにして、経営破綻を回避する努力を怠る危険）の抑制を主な目的として、銀行を直接規制するものである。また、金融市場全体の安定化を図るマクロ・プルーデンス規制の強化や銀行の顧客及び消費者の保護に関する規定も置かれた。

### 2 銀行の業務の分離、再建及び破綻処理

今後、銀行は、銀行本体が行う預金や中小企業向け融資等の「実体経済に有益な業務」から投機的な業務を分離し、これを子会社化しなければならない（第 2 条）。対象となる銀行は、金融商品取引業の規模が一定の基準を超え、システムミック・リスクを引き起こすおそれがあるものである（4 大銀行の BNP パリバ、BPCE グループ、クレディ・アグリコル・グループ、ソシエテ・ジェネラルを想定）。分離すべき業務は、①金融商品の自己勘定取引及び②株式、債権といった伝統的な投資資産以外を対象とする投資であるオルタナティブ投資（ヘッジ・ファンド、プライベート・エクイティファンド等）への出資である。ただし、①の自己勘定取引のうち特定の業務は、例外として、銀行本体で行うことができる。特に、マーケットメイク業務（証券取引市場において、投資銀行が買値（買い気配）及び売値（売り気配）を提示し、顧客の注文に応じる）は、銀行本体で行うことができると規定されたが、この点は、欧州委員会の

リーカネン報告書と大きく異なるものである。なお、高頻度取引（コンピュータ・プログラムによる高速かつ高頻度な取引）及び自己勘定による農業一次産品のデリバティブ取引は、子会社においても禁止される。

一定規模の銀行は、財務状況が悪化した場合に備えて、金融機関の監督を担当するプルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de contrôle prudentiel et de résolution : ACPR）に、事前に再建計画を提出しなければならない。ACPRは、監督する銀行が破綻した場合の破綻処理計画を事前に作成する。その際、破綻処理計画の障害となる問題が発覚した場合には、特定の業務を制限し、又は子会社化する等の改善措置を銀行に要求することができる。銀行が破綻した際には、ACPRは、預金や公的資金を保護するために、その損失を株主や債権者に優先的に負担させることができる（ペイルイン方式）。さらに、経営者を解任し、暫定的な取締役を任命することや業務の全部又は一部を他の銀行に移管することができる（第26条）。

### 3 マクロ・プルーデンス規制

金融システム全体の安定化のための規制であるマクロ・プルーデンス規制の強化のために、金融・システムック・リスク規制評議会（Conseil de régulation financière et du risque systémique : Coréfris）を金融安定化高等評議会（Haut conseil de stabilité financière : HCSF）に改組し、権限を強化した。同評議会は、経済担当大臣を議長とし、フランス金融市場庁長官等で構成され、マクロ・プルーデンス政策を決定し、関係各機関との情報交換や金融安定化に必要な勧告の発表等を担う。また、特定の金融機関に対し、通常よりも厳格な自己資本比率規制を課すことができる（第30条）。

### 4 銀行の顧客及び消費者の保護

銀行は、資力のない個人の顧客のために、その状況に応じたサービスを提供し、特定の手数料に上限を設ける義務を負うこととなった（第52条）。

消費者の過剰債務の整理について、債務者の住宅の保護のため、債務者が債務と同額以上の資産価値の住宅を所有する場合においても、過剰債務の整理を行うことができることとなった。さらに、過剰債務の整理を担当する当局は、当該債務者の返済額を住宅が差し押えられないように調整した額とすることができる（第69条）。また、過剰債務の整理手続が簡素化された（第68条）。

参考文献（インターネット情報は2013年10月22日現在である。）

- ・ Assemblée nationale, *Economie: separation et régulation des activités bancaires*.  
<[http://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/separation\\_regulation\\_activites\\_bancaires.asp](http://www.assemblee-nationale.fr/14/dossiers/separation_regulation_activites_bancaires.asp)>
- ・ Direction générale du Trésor, *La loi de séparation et de régulation des activités bancaires*.  
<[https://www.tresor.economie.gouv.fr/7742\\_la-loi-de-separation-et-de-regulation-des-activites-bancaires](https://www.tresor.economie.gouv.fr/7742_la-loi-de-separation-et-de-regulation-des-activites-bancaires)>
- ・ 中川辰洋「フランス銀行改革の意義と問題点」『証券経済研究』82号, 2013.6, pp.69-90.